

「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正について

令和4年6月
国土交通省不動産・建設経済局
建設業課

1. 背景

近年、自然災害の激甚化・頻発化により、不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加しているところ、令和3年7月には静岡県熱海市で大雨による土石流災害が発生するなど、各地で盛土に起因した大規模な被害が発生している。

令和3年12月24日の「盛土による災害の防止に関する検討会提言」においては、危険な盛土等の発生を防止するため、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることとされたところである。

この点、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）においては、建設業を「特定再利用業種」として、土砂を「指定副産物」としてそれぞれ指定し、自然由来の土や、廃棄物と分別後の土等について、同法第2条第4項に定める再生資源としてその利用を促進することとされている。

同法においては、主務大臣が「事業場において特定再利用業種に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項」及び「事業場において指定副産物に係る業種に属する事業を行う者の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項」を定め、必要な場合にはこれらの事業者に対し指導・助言を行うこと、また、一定の要件を満たした場合であってこれらの事業者に係る再生資源の利用が当該事項に照らし著しく不十分である場合には勧告・公表・命令を行うことが可能とされており、これらの「判断の基準となるべき事項」は、それぞれ「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号。以下「再生資源省令」という。）」及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号。以下「指定副産物省令」という。）」として定められている。

2. 概要

（1）再生資源省令の一部改正

①建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の利用に当たっての責務の追加（第4条・第5条・第6条）

建設工事事業者は、建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を利用する場合において、完成後の工作物の機能のみならず安全にも支障が生じないよう適切な施工を行うものとする。

②再生資源利用促進の主体の明確化（第4条・第8条・第9条関係）

建設発生土の利用に当たっての情報収集及び情報提供、再生資源利用計画の作成等並びに工事現場における管理体制の整備については、発注者から直接工事を請け負った者及び自主施工者（以下これらを「元請業者等」という。）をその主体として明確化することとする。

③再生資源利用計画の作成対象工事の拡大等（第8条関係）

- i. 計画作成を要する基準となる建設発生土の搬入量「1000m³以上」を「500m³以上」に引き下げることとし、発注者から直接工事を請け負った者は計画作成後速やかに発注者に提出し、その内容を説明するものとする。
- ii. 計画には以下の事項を記載するものとし、変更が生じたときは速やかに発注者に報告するとともに、計画を変更するものとする。
 - ・発注者及び元請業者等の商号、名称又は氏名
 - ・元請業者等が工事現場に責任者を置くときは、当該責任者の氏名
 - ・建設資材ごとの利用量及び当該利用量のうち再生資源ごとの利用量
 - ・再生資源の種類ごとの搬出元である他の工事現場等の名称及び所在地
 - ・建設資材ごとの再生資源利用率（＝再生資源の利用量／建設資材の利用量）
 - ・計画の作成日又は変更日
- iii. 元請業者等は、計画を公衆の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
- iv. 発注者から直接工事を請け負った者は、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- v. 計画及び実施状況の記録には、虚偽の記載を行ってはならないこととする。
- vi. 元請業者等は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間（現行は1年間）保存することとする。

（2）指定副産物省令の一部改正

①再生資源の利用の促進の原則への「指定副産物の適正な分別」の位置付け（第3条関係）

建設工事業業者は、再資源化施設の活用を図ること等のみならず、指定副産物の適正な分別を図ることにより、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。

②指定副産物の処理に要する費用の見積りに係る規定の追加（新設）

建設工事業業者は、請負契約を締結するに際して、指定副産物を工事現場から搬出する予定があるときは、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費を適切に見積るよう努めるものとする。

③指定副産物の利用促進の主体の明確化（第4条・第7条・第8条関係）

工事現場から建設発生土を搬出する場合の情報収集及び情報提供、再生資源利用促進計画の作成等並びに工事現場における管理体制の整備について、元請業者等をその主体として明確化することとする。

④再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等（第7条関係）

- i. 計画を要するの基準となる建設発生土の搬出量「1000m³以上」を「500m³以上」に引き下げることとし、発注者から直接工事を請け負った者は計画作成後速やかに発注者に提出し、その内容を説明するものとする。
- ii. 計画には以下の事項を記載するものとし、変更が生じたときは速やかに発注者に報告するとともに、計画を変更するものとする。
 - ・発注者及び元請業者等の商号、名称又は氏名
 - ・元請業者等が工事現場に責任者を置くときは、当該責任者の氏名
 - ・指定副産物の種類ごとの搬出先となる再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量及び当該工事現場内における利用量

- ・ 指定副産物の種類ごとの搬出先となる再資源化施設又は他の工事現場等の名称及び所在地
 - ・ 指定副産物の種類ごとの再生資源利用促進率（＝「工事現場内における利用量」及び「工事現場からの搬出量のうち再生資源として利用された量」の合計／工事現場における指定副産物の発生量）
 - ・ 計画の作成日又は変更日
- iii. 元請業者等は、計画を公衆の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
- iv. 発注者から直接工事を請け負った者は、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- v. 計画及び実施状況の記録には、虚偽の記載を行ってはならないこととする。
- vi. 元請業者等は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間（現行は1年間）保存することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和4年8～9月頃

施 行：令和5年1月1日

※宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行にあわせ、指定副産物省令の更なる改正を検討中。